

感染症拡大防止協力金（第2期） よくあるお問い合わせ

【要請期間】令和3年1月12日午後10時から令和3年1月27日午前5時

本書のほか、宮城県作成の下記FAQ等もご確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

宮城県時短要請相談窓口 022-211-3540

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/jitan-r21228.html>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 FAQ

宮城県富県宮城推進室 協力金担当 022-211-2793

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/coronavirus-kyoryokukin-202101.html>

目次

<① 特によくあるお問い合わせ>	1
【Q①-1】対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。	1
【Q①-2】申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。	1
【Q①-3】パソコンやスマートフォンを持っておらず、「新型コロナ対策実施中ポスター」の申請ができない場合はどうしたらよいですか。	2
【Q①-4】協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。	2
<② 協力金の支給対象について>	3
【Q②-1】協力金（第2期）の支給要件を教えてください。	3
【Q②-2】本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。	3
【Q②-3】大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。	3
【Q②-4】「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。	4
【Q②-5】「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。	4
【Q②-6】従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。	4
【Q②-7】従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。	4
【Q②-8】店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。	4
【Q②-9】イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。	4
【Q②-10】時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。	4

- 5
- 【Q②-11】時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。 5
- 【Q②-12】午後9時まで営業している店舗が午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。 5
- 【Q②-13】午後10時を超えて営業している店舗が、午後10時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。 5
- 【Q②-14】テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は、協力金の対象になりますか。 5
- 【Q②-15】これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供を終日取り止め、午後10時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。 5
- 【Q②-16】これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。 5
- 【Q②-17】午後10時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後10時までに短縮し、午後10時から午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。 6
- 【Q②-18】今回の時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。 6
- 【Q②-19】対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。 6
- 【Q②-20】店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 6
- 【Q②-21】午後10時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。 6
- 【Q②-22】時短営業要請に応じて午後10時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。 7
- (例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後10時など) 7
- 【Q②-23】24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。 7
- 【Q②-24】百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。 8
- 【Q②-25】ホテル内のレストラン、宴会場、朝食会場は協力金の対象となりますか。 8
- 【Q②-26】同一区画を月曜日～金曜日は申請者A、土曜日～日曜日は申請者Bが、それぞれ飲食店営業許可を取得し、異なる店舗として営業している場合は、それぞれ協力金の対象となりますか。 8
- <③ 協力金の申請について> 9
- 【Q③-1】協力金の申請方法について、教えてください。 9
- 【Q③-2】申請書はどこでもらえますか。 9

- 【Q③-3】申請の期限はいつですか。 9
- 【Q③-4】申請書に必要な書類は何ですか。 10
- 【Q③-5】飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。 10
- 【Q③-6】営業許可書を紛失し現在再発行の手続き中ですが、申請できますか。 10
- 【Q③-7】営業にあたり風俗営業の許可も必要ですが、申請に許可証の添付は必要ですか。 11
- 【Q③-8】飲食店営業許可証、風俗営業許可証の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。 11
- 【Q③-9】ひとつの店舗を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。 11
- <④ 協力金（第2期）の支給について> 12
- 【Q④-1】協力金（第2期）の金額を教えてください。 12
- 【Q④-2】申請できる店舗の数に上限はありますか 12
- 【Q④-3】協力金（第2期）はいつ支給されますか。 12
- <⑤ 協力金（第1期）との変更点について> 13
- 【Q⑤-1】前回の協力金（第1期、時短要請期間：12/28～1/12）と、今回の協力金（第2期、時短要請期間：1/12～1/27）との違いは何ですか。 13
- 【Q⑤-2】前回の協力金（第1期、時短要請期間：12/28～1/12）をすでに申請しているが、今回の協力金（第2期、時短要請期間：1/12～1/27）も再度申請が必要なのですか。 13
- 【Q⑤-3】第1期要請以降に新しい店舗をオープンしたが、申請書類は何が必要ですか。 14
- <⑥ 第3期関連について> 15
- 【Q⑥-1】令和3年1月27日午前5時までの要請に引き続き、令和3年1月27日午後10時から令和3年2月8日午前5時までの時短要請が出ましたが、令和3年2月8日午前5時までの期間が終わるまで申請できないのですか？ 15
- 【Q⑥-2】今までの協力要請（12/28～1/12、1/12～1/27）に応じず、午後10時以降も営業していましたが、次回の協力要請（1/27～2/8）に応じ、時間短縮営業をした場合、協力金の対象となりますか。 15
- 【Q⑥-3】次回の協力要請（1/27～2/8）の協力金の申請はいつからですか。 15

<① 特によくあるお問い合わせ>

【Q①—1】対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止という趣旨を踏まえ、対象区域内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗での時短営業にご協力をお願いするものです。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は協力金の支給はできませんので、対象区域内の全対象店舗での時短営業に協力をお願いします。

なお、対象区域外の店舗は要請対象外ですので、22時以降も営業していても協力金の申請に影響はありません。

【Q①—2】申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

(022-211-2643。平日午前9時から午後5時まで。)

なお、ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



【Q①-3】パソコンやスマートフォンを持っておらず、「新型コロナ対策実施中ポスター」の申請ができない場合はどうしたらよいですか。

宮城県の電子申請システムからの申請が原則となります。ただし、協力金の対象事業者については、紙の申込書でも申請ができます。紙の申込書で申請される場合は、以下のどちらかの方法でご申請ください。

方法1. 宮城県庁舎13階「食と暮らしの安全推進課」の窓口にて申込書を記入。
(窓口開設時間：平日の午前9時から午後5時まで)

方法2. 申込書を記入の上、宮城県の「食と暮らしの安全推進課」宛に郵送で送付。
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課 食品企画班 行
※郵送申込みに必要な書類は、2月8日から各区役所及び総合支所に用意しております。

いずれの方法も、宮城県より「新型コロナ対策実施中ポスター (A4 サイズ)」が2枚支給されます。

【Q①-4】協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までには掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。

<② 協力金の支給対象について>

【Q②-1】協力金（第2期）の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

協力要請のご不明点等につきましては、「県時短要請相談窓口 022-211-3540」にお問い合わせください。

≪対象期間≫令和3年1月12日（火）午後10時から

令和3年1月27日（水）午前 5時まで

≪対象施設≫食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設

①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設（店舗）

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

≪対象区域≫仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目

（定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域）

≪要請内容≫午前5時から午後10時までの時間短縮営業

※以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は、要請対象外

≪その他≫①営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること。

②対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

【Q②-2】本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

【Q②-3】大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

【Q②-4】「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。

社交飲食店営業許可書（風営法 2 条 1 項 1 号）を取得している又は取得が必要な営業を行っている場合は「接待を伴う飲食店」に該当し、それ以外の場合は「酒類を提供する飲食店」に該当します。「接待を伴う飲食店」として申請する場合は、風俗営業等営業許可書（風営法 2 条 1 項 1 号）の写しの提出は必須となります。

自身の店舗が社交飲食店営業許可書が必要か不明な場合は宮城県警察生活安全企画課又は各警察署生活安全課にご相談ください。

【Q②-5】「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。

酒類を器に注いで提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあたりず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-6】従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店は対象となります。

【Q②-7】従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-8】店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

時短要請の対象となる店舗で、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短営業要請に対応したことにならず、協力金の対象となりません。

【Q②-9】イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供（酒類を器に注いで提供）」にはあたりず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-10】時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか。

なりません。時短営業要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

【Q②-11】時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

【Q②-12】午後9時まで営業している店舗が午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

通常、午後10時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

【Q②-13】午後10時を超えて営業している店舗が、午後10時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

時短要請の対象となる店舗で、午後10時から午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

【Q②-14】テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は、協力金の対象になりますか。

テイクアウトやデリバリーは協力要請対象外のため、協力金の対象となりません。

【Q②-15】これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供を終日取り止め、午後10時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。

【Q②-16】これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

対象店舗の営業時間を午前5時から午後10時までの間に短縮していただく必要があります。酒類の提供のみ終日取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を行った場合は営業時間の短縮にあたらないため、協力金の対象とはなりません。

【Q②-17】午後10時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後10時まで短縮し、午後10時から午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

対象店舗の営業時間を午前5時から午後10時までの間に短縮していただく必要があります。午後10時酒類の提供のみ取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を行った場合は営業時間の短縮にあたらないため、協力金の対象とはなりません。

【Q②-18】今回の時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、通常午後10時から翌朝5時を含む時間帯に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後10時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

【Q②-19】対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

対象区域内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請していただきます。

【Q②-20】店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

令和3年1月11日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後10時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

【Q②-21】午後10時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後10時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後10時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。なお、テイクアウトやデリバリーのための営業は可能です。

【Q②-22】時短営業要請に応じて午後10時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後10時など)

今回の要請は、午後10時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後10時から午前5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。

【Q②-23】24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

令和3年1月12日の午後10時から令和3年1月27日の午前5時までの期間、毎日(15営業日)午前5時から午後10時の範囲で営業を行っていただければ対象となります。

【Q②-24】百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。

テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、22時から翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。

【Q②-25】ホテル内のレストラン、宴会場、朝食会場は協力金の対象となりますか。

従来、22時から5時の間に営業しており、酒類の提供を行っていれば対象となります。なお、(協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。そのため、)同フロアにある複数の宴会場に対して、フロアに1つある厨房・キッチンについてのみ飲食店営業許可書を取得している場合等は、協力金の申請は1店舗(=飲食店営業許可書を取得している厨房・キッチンの屋号で申請)の支給となりますのでご了承ください。

【Q②-26】同一区画を月曜日～金曜日は申請者 A、土曜日～日曜日は申請者 B が、それぞれ飲食店営業許可を取得し、異なる店舗として営業している場合は、それぞれ協力金の対象となりますか。

同一区画内での営業であっても、個別に許可を取得し異なる店舗として営業している場合はそれぞれ対象となります。

飲食店営業許可を取得せず、許可者の承諾による間借り営業等の場合は協力金の対象となりません。

<③ 協力金の申請について>

【Q③-1】協力金の申請方法について、教えてください。

申請書及び必要書類をご準備いただき、以下いずれかの方法によりご申請ください。

(1) 郵送

※提出先 〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号仙台パークビル2階
仙台市役所「感染症拡大防止協力金」担当行

(2) 申請書作成支援窓口を持参して提出

※窓口は予約制です。「お問い合わせ専用ダイヤル022-214-7325」
から事前予約の上お越しください。

※申請書作成支援窓口は「スマイルホテル仙台南分町 3階 もくれん（仙台市青葉区一番町4-3-22）」に設置しています。受付時間は、平日9:30～16:30です。

【Q③-2】申請書はどこでもらえますか。

仙台市ホームページからダウンロードできるほか、以下窓口にご用意しています。

- ・申請書作成支援窓口（設置場所はQ③-1参照）
- ・各区役所、総合支所の総合案内窓口
- ・仙台市中小企業応援窓口（仙台市青葉区中央一丁目3番1号 AER7階 仙台市産業振興事業団内）

【Q③-3】申請の期限はいつですか。

協力金の申請期間は、令和3年1月27日（水）から令和3年2月26日（金）（当日消印・窓口提出）までです。

【Q③-4】申請書に必要な書類は何ですか。

- (1) 交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 時間短縮営業を行った店舗情報シート（様式第1号別紙）
- (3) 交付請求書（様式第5号）
- (4) - 1 飲食店営業許可書の写し
※申請店舗分必ず提出が必要です
- (4) - 2 風俗営業等営業許可書の写し
※接待を伴う飲食店など、申請店舗のうち営業にあたり風俗営業等の許可が必要な店舗は必ず提出が必要です。
- (5) 店舗の外観写真（(2)に貼り付け）
※店舗名が確認できるもの
- (6) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの（(2)に貼り付け）
※営業時間短縮の実施について告知するチラシ等を店頭に貼りお客様にお知らせしている様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等
- (7) 宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子が見える写真（(2)に貼り付け）
- (8) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (9) 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し
※オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの）

なお、協力金（第1期）を既に申請されている方は次の書類は添付省略できます。詳しくは【Q⑤-2】を参照してください。

【Q③-5】飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。

申請できません。

【Q③-6】営業許可書を紛失し現在再発行の手続き中ですが、申請できますか。

紛失に伴う再発行の手続き中等の理由から申請期間内に有効な営業許可書を提出できない場合は、手続き中であることがわかる書類（手続き申請の受領証明書等）を提出してください（以前の許可書がある場合は合わせて提出）。

提出書類等を確認させていただき、営業許可を受けていることが確認できた場合は協力金の支給を行います。

【Q③-7】 営業にあたり風俗営業の許可も必要ですが、申請に許可証の添付は必要ですか。

必要です。

【Q③-8】 飲食店営業許可証、風俗営業許可証の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。

原則としてできません。申請できるのは営業許可を受けている者となります。

【Q③-9】 ひとつの店舗を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。

原則としてひとつの店舗に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、同一店舗を使用しているが、それぞれが個別に営業許可証を取得して、異なる曜日・時間で屋号や業種をわけて異なる店舗として営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。 ※【Q②-25】もご確認ください。

<④ 協力金（第2期）の支給について>

【Q④-1】 協力金（第2期）の金額を教えてください。

1店舗あたり60万円です。

【Q④-2】 申請できる店舗の数に上限はありますか

上限はありません。

対象区域内に複数店舗を有している場合、全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請いただきます。

【Q④-3】 協力金（第2期）はいつ支給されますか。

協力金の支給は、2月中旬以降順次支給を行う予定です。審査結果については、申請者全員に対して、通知をお送りいたします。

<⑤ 協力金（第1期）との変更点について>

【Q⑤-1】 前回の協力金（第1期、時短要請期間：12/28～1/12）と、今回の協力金（第2期、時短要請期間：1/12～1/27）との違いは何ですか。

前回は、協力要請期間が「令和2年12月28日午後10時から令和3年1月12日午前5時まで」の15営業日で、協力金の金額は1店舗あたり60万円です。

一方、今回は、協力要請期間「令和3年1月12日午後10時から令和3年1月27日午前5時まで」の15営業日で、協力金の金額は1店舗あたり60万円です。

なお、協力金の支給を受けるには、それぞれの期間毎に協力金の申請が必要となります。

【Q⑤-2】 前回の協力金（第1期、時短要請期間：12/28～1/12）をすでに申請しているが、今回の協力金（第2期、時短要請期間：1/12～1/27）も再度申請が必要なのですか。

それぞれの期間で協力状況を確認させていただく必要がございますので、お手数となりますが期間ごとに申請をお願いします。

なお、協力金（第1期）を既に申請されている方は次の書類は添付省略できます。

- ・ 営業許可書の写し（飲食店営業許可、風俗営業許可）
※協力金（第1期）申請時に提出した営業許可書の有効期限が協力金（第2期）申請時点で切れているなど、第1期分申請時に提出いただいた営業許可書が協力金（第2期）申請時点で有効でない場合は再度提出が必要です。
- ・ 店舗の外観写真
- ・ 宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真
- ・ 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
※協力金（第1期）申請時に提出した本人確認書類の写しが協力金（第2期）申請時点においても有効な場合に限りです。
- ・ 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し
※協力金（第1期）申請時と同一口座の場合に振込希望の場合に限りです。

【Q⑤-3】第1期要請以降に新しい店舗をオープンしたが、申請書類は何が必要ですか。

次のとおりとなります。

- (1) 交付申請兼実績報告書（様式第1-2号）
- (2) 協力金（第1期）に申請を行った店舗分の時間短縮営業を行った店舗情報シート（様式第1-2号別紙）
※店舗の外観写真、宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請し、店舗に掲示している様子がわかる写真は添付省略可。
- (3) 協力金（第1期）以降に新しくオープンした店舗分の時間短縮営業を行った店舗情報シート（様式第1-2号別紙）
- (4) 交付請求書（様式第5-2号）
- (5) 協力金（第1期）以降に新しくオープンした店舗分の営業許可書の写し
- (6) 協力金（第1期）以降に新しくオープンした店舗分の店舗の外観（店舗名が確認できるもの）写真【(3)に貼り付け】
- (7) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの【(2)(3)に貼り付け】
- (8) 協力金（第1期）以降に新しくオープンした店舗分の宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真【(3)に貼り付け】

<⑥ 第3期関連について>

【Q⑥-1】令和3年1月27日午前5時までの要請に引き続き、令和3年1月27日午後10時から令和3年2月8日午前5時までの時短要請が出ましたが、令和3年2月8日午前5時までの期間が終わるまで申請できないのですか？

協力金は、それぞれの期間毎に申請を受け付けます。令和3年1月27日午前5時までの要請分については令和3年1月27日から申請できます。

【Q⑥-2】今までの協力要請（12/28～1/12、1/12～1/27）に応じず、午後10時以降も営業していましたが、次回の協力要請（1/27～2/8）に応じ、時間短縮営業をした場合、協力金の対象となりますか。

協力金は要請期間ごとに申請を受け付け、支給を行います。

今回の協力要請に応じていなくても、次回の協力要請期間中、協力要請に応じて、時間短縮営業に全面的にご協力いただいた場合、交付要件の全てを満たしていれば、次回の協力金の支給対象となります。

【Q⑥-3】次回の協力要請（1/27～2/8）の協力金の申請はいつからですか。

申請の受付開始日や申請書類等の詳細は、次回の協力要請終了日以降、仙台市ホームページ等でお知らせいたします。